

景観協定認可等事務処理要領

(目的)

第1条 この要項は、景観法（平成16年法律第110号、以下「法」という。）の規定による景観協定の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観協定の認可申請)

第2条 法第81条第4項の景観協定の認可を受けようとするときは、景観協定認可申請書（様式第1号）の正本1部及び副本2部に、それぞれ次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定を締結しようとする理由を示す書類
- (3) 景観協定区域（法第81条第2項第1号に規定する景観協定区域をいう。以下同じ。）内の土地所有者等（法第81条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名及び景観協定に関する全員の合意を証する書類
- (4) 景観協定区域の付近見取図
- (5) 景観協定区域を明示した地図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (6) 申請者が景観協定を締結しようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (7) 景観協定区域隣接地（法第81条第3項に規定する景観協定区域隣接地をいう。以下同じ。）を定めるときはその区域を明示した地図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(景観協定の変更の認可申請)

第3条 法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第2号）の正本1部及び副本2部に、それぞれ次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 景観協定を変更する理由を示す書類
- (2) 変更後の景観協定書
- (3) （現行の景観協定区域内及び）変更後の景観協定区域内の土地所有者等の全員の住所、氏名及び景観協定の変更について全員の合意を証する書類
- (4) 変更後の景観協定区域の付近見取図
- (5) 変更後の景観協定区域を明示した地図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (6) 申請者が景観協定の変更をしようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (7) 景観協定区域隣接地を新たに定め、又は変更しようとするときは、その区域を明示した地図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(景観協定の廃止の認可申請)

第4条 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第3号）の正本1部に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 景観協定を廃止しようとする理由を示す書類

- (2) 景観協定区域内の土地所有者等の全員の住所、氏名及び景観協定の廃止に関する過半数の者の合意を証する書類
- (3) 申請者が景観協定の廃止をしようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類
(認可前に土地所有者等の異動を生じた場合の申請)

第5条 前3条の規定による認可申請後、その申請に対する認可を受けるまでの間に、土地所有者等に異動が生じたときは、新たに土地所有者等となった者の住所、氏名及び異動を生じた年月日並びにその者の景観協定に対する意見を付して、遅滞なく知事に報告するとともに、提出済みの認可申請書の補正を行うものとする。

(申請書の公告及び縦覧)

第6条 知事は、第2条及び第3条に規定する申請書の提出があったときは、法第82条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、遅滞なくその旨を公告するとともに、当該公告の日から2週間関係人の縦覧に供するものとする。

なお、公告に当たっては、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(以下、「省令」という。)第10条に規定する事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、県公告式条例に基づき行う。

(認可の公告及び縦覧)

第7条 知事は、法第83条第1項、法第84条第2項若しくは法第88条第1項の規定により景観協定の認可、変更の認可若しくは廃止の認可をしたときは、それぞれ様式第4号から様式第6号による認可書を当該申請者に交付するとともに、その旨を遅滞なく公告し、廃止の認可をしたときを除き、当該景観協定の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

なお、景観協定の認可及び変更の認可の公告に当たっては、省令第12条において準用する第10条に規定する事項を公告するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の公告について準用する。

3 法第83条第3項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の景観協定区域の明示は、様式第7号の区域図を掲示することにより行う。

(景観協定区域からの除外される土地の届出)

第8条 法第85条第3項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、様式第8号により知事に届け出なければならない。

- (1) 法第85条第1項又は第2項の規定により景観協定区域から除外されることを証する書類
- (2) 景観協定区域から除外される土地の位置を表示する地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (3) 除外後の景観協定区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の届出があったときは、法第85条第4項で準用する第83条第3項の規定により公告し、当該景観協定の写しを公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、省令第12条において準用する第10条に規定する事項を公告するものとし、第6条第2項及び前条第3項の規定を準用する。

(景観協定に加わる場合の手続き)

第9条 法第87条第1項の規定により景観協定区域内の土地所有者で景観協定に加わろうとする者は、次に掲げる書類を添えて、様式第9号により知事に申し出なければならない。

- (1) 景観協定に加わろうとする土地所有者の全員の住所、氏名及び全員の景観協定に加わる旨の意思表示を証する書類
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 土地の位置を表示する図面(字図)
- (4) 景観協定区域内の土地のうち景観協定に加わる区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (5) 加入後の景観協定区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (6) 申請者が景観協定に加わろうとする土地所有者の代表者であることを証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 法第87条第2項の規定により景観協定区域隣接地の区域内の土地所有者等が景観協定に加わろうとするときは、次に掲げる書類を添えて、様式第10号により知事に申し出なければならない。

- (1) 景観協定に加わろうとする土地所有者等の全員の住所、氏名及び全員の景観協定に加わる旨の意思表示を証する書類
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 土地の位置を表示する図面(字図)
- (4) 景観協定隣接地内の土地のうち景観協定に加わる区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (5) 加入後の景観協定区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (6) 申請者が景観協定に加わろうとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 前条第2項の規定は、前2項の申し出があったときに準用する。

(1の所有者による景観協定認可申請)

第10条 法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けようとするときは、1の所有者による景観協定認可申請書(様式第11号)を正本1部及び副本1部に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定を締結しようとする理由を示す書類
- (3) 景観協定区域の付近見取図
- (4) 景観協定区域を明示した地図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (5) 申請者が景観協定区域の土地の所有者(法第89条の規定により1の所有者とみなされる土地の共有者の場合を含む。)であることを証する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第8条第2項の規定は、前項の認可をしたときに準用する。

(景観協定が効力を有することとなった場合の届出)

第11条 法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けた者は、当該景観協定が

同条第4項の規定による効力を有する景観協定となったときは、直ちに景観協定開始届出（様式第12号）に、次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1） 新たに土地所有者等が存することとなった旨を証する書類
- （2） 土地の位置を表示する図面
- （3） その他知事が必要と認める書類
- （その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

（附則）

この要項は、平成20年7月2日から施行する。